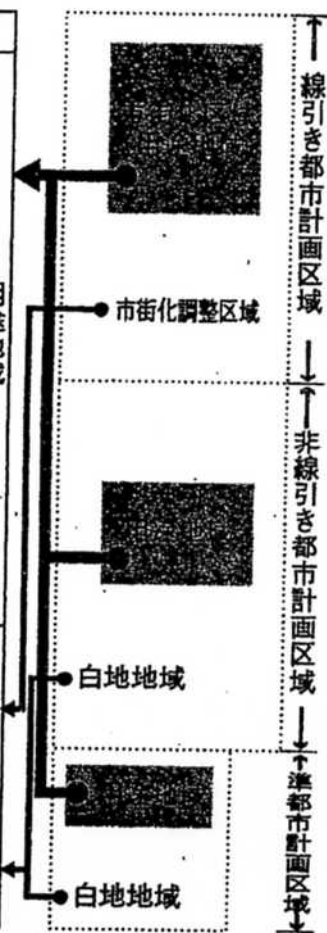


図 都市計画法による大型店立地規制

現行(店舗)		改正後	
用途地域	50m ² 超不可	第一種低層住居専用地域	同左
	150m ² 超不可	第二種低層住居専用地域	
	500m ² 超不可	第一種中高層住居専用地域	
	1,500m ² 超不可	第二種中高層住居専用地域	
	3,000m ² 超不可	第一種住居地域	
		第二種住居地域	
用途地域	制限なし	準住居地域	制限なし※
		工業地域	
		近隣商業地域	
		商業地域	
		準工業地域	
用途地域の変更又は地区計画(再開発等促進区)決定が必要	工業専用地域	同左	
原則不可 ただし、計画的大規模開発は許可(病院、福祉施設、学校等は開発許可不要)	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則不可地区計画を定めた場合、適合するものは許可(病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。)	
制限なし	非線引き都市計画区域、準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では、用途を緩和する地区計画決定でも立地可能	



大規模集客施設：床面積1万m²超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。
 ※準工業地域では、特別用途地区を活用。特に地方都市においては、これを中活法の基本計画の国による認定の条件とすることを基本方針で明記。

(国土交通省資料から)